

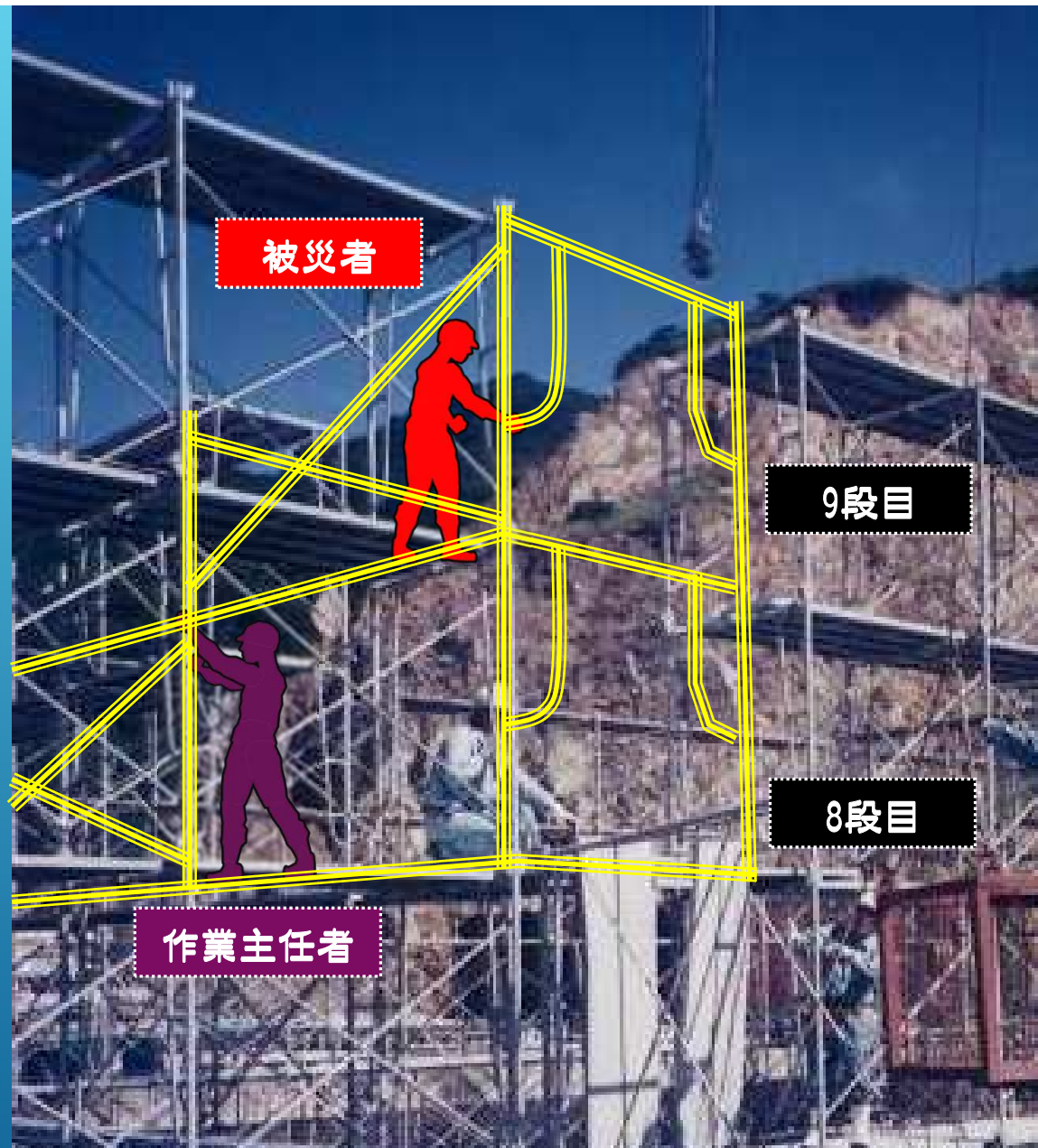
年少者用教育資料 (災害事例)

⑨この教育資料は、過去の災害を教訓として、年少者による労働災害を
起こさないために作成しております。「年少者就労届」に記載してあ
る【年少則】や【井森工業社内規定】と併せて、作業所に入場するま
でに熟読し、ルール違反は絶対にしないでください。

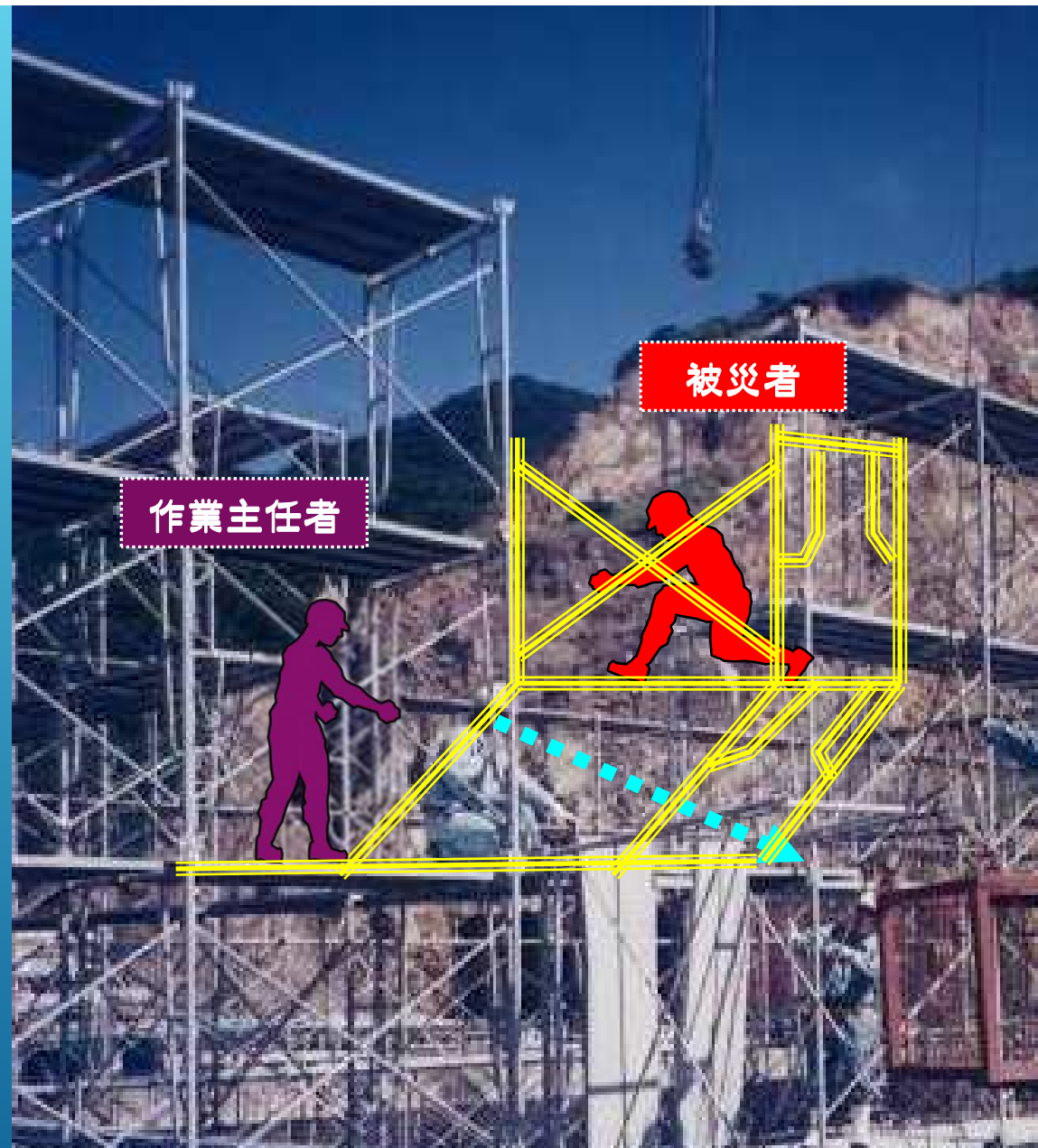
井森工業株式会社

災害事例の詳細

工事の種類	コンクリート構造物の製作
災害発生年月日	平成7年8月7日（月曜日） 午前8時35分
被災者年齢	15歳
性別	男
職種	鳶（足場組立・解体）見習い
負傷程度	全身打撲、多臓器不全により死亡
事故の概要	8段～10段目の足場解体作業を作業員2名で行っていた。被災者が解体予定の足場9段目に何かの理由で上がっていた。それに気が付かず、作業主任者が8段目のブレースを外した為、足場が倒壊した。



被災者はドッグの外で足場部材の整理をしているはずであったが、誰も見ていない。知らない間に9段目の足場上にいた。



作業主任者がブレースを外した瞬間に、「OTT足場」のためジャバラ式の連結部が折れ曲がり90度傾いてしまった。



安全帯を掛けていなかったため、16m高さからコンクリート地面まで落下した。

災害原因

- ①地上で作業しているはずの被災者が足場上にいた。
- ②足場組立・解体等の作業手順を教育、徹底していなかった。
- ③作業開始前に、職長・作業主任者から年少者の作業内容、作業場所についての指示が徹底されておらず、作業状況を監視していなかった。

年少者の労働災害を防止するために

経験のない年少者は、作業の流れを理解していない場合が多いため、**自分の勝手な判断で行動すると**、重篤な事態に陥る可能性が非常に高い。
よって職長の管理の下に作業を行うことが必要不可欠です。

- ①職長は、元請の実施する新規入場者教育に立会い、送り出し教育及び年少者の就業禁止業務（年少則）の内容について周知しているか確認する。
- ②職長は、作業所に入場するまでに年少者に作業手順を教育し、その内容を理解しているか確認する。
- ③職長は、当日年少者が行う作業について、元請への報告及び自社の関係作業員に周知し、禁止箇所への立ち入り、就業禁止作業を行うことのないよう監視する。

- ①年少者は、作業所に入場するまでに、事業主の送り出し教育及び年少者の就業禁止業務（年少則）の内容について教育を受ける。
- ②年少者は、作業所に入場するまでに自分の行う作業について作業手順の教育を受ける。
- ③年少者は、当日行う作業について必ず職長より指示を受ける。また当日の立入禁止箇所を確認する。